

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託 (政策企画課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県教育委員会規則	
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱	2
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
落札公告	
○落札者等の公告 (財政課)	3

## 告 示

### 高知県告示第648号の2

くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。) の採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別 (令和4年7月) の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年7月22日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年7月20日 (揭示済)

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第663号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規

定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月29日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター	全日空商事株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務	令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

### 高知県告示第664号

医療機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和4年7月29日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
室戸メディカル 室戸市佐喜浜町1641-1 令 4 ・ 7 ・ 1  
クリニック  
はち薬局 宿毛市平田町戸内2194-15 " " "

### 高知県告示第665号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	15.7	160

高岡郡四万十町上岡字下山口610番1		35.9	
	後	15.7 56.7	160
高岡郡四万十町浦越字タデノワダ259番39	前	25.2 42.1	80
	後	26.8 48.3	80
高岡郡四万十町浦越字タデノワダ259番79から高岡郡四万十町浦越字タデノワダ259番81まで	前	17.7 34.0	100
	後	25.1 98.8	116

### 高知県告示第666号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗山大津
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良字安井乙3025番2から高知市介良字安井乙3025番6まで	前	15.6 16.0	18
	後	14.3 15.0	18

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年7月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画地区計画（春野町弘岡産業団地地区計画）
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

-----  
教 育 委 員 会 規 則  
-----

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第11号**

**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第6条第1項から第3項まで」を「第6条第2項及び第3項」に改める。

別表第1の3の表中「附則第38項及び第39項」を「附則第35項及び第36項」に改める。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（提出書類の省略）

4 第4条第1項の規定により提出しなければならない書類のうち、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号。以下この項において「令和4年改正法」という。）第2条の規定による改正前の免許法第9条（第3項を除く。）の規定による有効期間の満了又は令和4年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項に規定する修了確認期限の経過により免許状が失効した者（次項において「免許状未更新失効者」という。）であって、免許法第5条第1項の別表第1から別表第2の2までの規定により免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第4条第1項第3号から第5号まで及び第8号に掲げる書類を省略することができる。

5 第5条第1項の規定により提出しなければならない書類のう

ち、免許状未更新失効者であって、免許法第6条第2項及び第3項の別表第3から別表第8まで又は免許法附則第9項、第17項若しくは第18項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出るものについては、必要があると認める場合を除き、第5条第1項第3号カに掲げる書類を省略することができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
公 安 委 員 会 告 示  
-----

**高知県公安委員会告示第21号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。  
なお、委嘱期間は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとする。

令和4年7月29日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

氏名	活動区域
清岡 重彰	高知地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
杉本宗一郎	高知地区
横山 徹	高知地区
武内 務	高知南地区（条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
谷 巖	高知南地区
近藤 洋一	高知東地区（条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
川村 栄一	高知東地区
清野 明良	高知東地区
佐賀野智也	高知東地区
澤田 義信	高知東地区

高橋 俊介	高知東地区
前田 尊博	高知東地区
弘田 卓司	室戸地区（条例別表に規定する高知県室戸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
未 暁士	室戸地区
影山 敏夫	安芸地区（条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
清岡東洋夫	安芸地区
小松 博	安芸地区
田所 正弥	安芸地区
山内 原收	安芸地区
樫谷 幸男	南国地区（条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
上池 英世	南国地区
西 憲一	南国地区
井上 博昭	南国地区
百田 彰和	南国地区
田原 和幸	南国地区
井上 恵	土佐地区（条例別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
高橋 宗治	土佐地区
松岡 功次	土佐地区
森田 英二	土佐地区
小野 由雄	佐川地区（条例別表に規定する高知県佐川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）

佐藤 良一	佐川地区
山中 一夫	佐川地区
田部 義博	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
中岡 俊輔	須崎地区
宮崎 秀郎	須崎地区
伊賀 信人	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
武内 繁雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
秋田 洋一	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
岡村 好文	中村地区
坂本 守裕	中村地区
中平 祥一	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
河野 正和	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
新谷 和平	宿毛地区
濱田 安俊	宿毛地区

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
 -----

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月29日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第20号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 田野町町長部局本庁の項及び日高村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 参事」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年7月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県予算編成支援システム再構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部財政課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年5月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社KCC高知支店 高知市本町四丁目2番31号
- 5 落札金額  
51,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和4年4月8日